5　第二項及び第三項に規定する場合においては、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けであって、第二項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として八年以内、第三項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

6　第三条第三号又は第四号に掲げる者（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される食品製造事業者等に対する特定資金の貸付け等であって、その限度額は、二十億円とする。

7　第三条第五号、第六号又は第八号に掲げる者（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得及び第八項に規定する特定資金の貸付けを除く。）については、次に定めるところによるものとする。

一　中堅企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される中堅企業に対する特定資金の貸付け等であって、その限度額は、二十億円とする。

二　大企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される大企業に対する特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が、損害担保取引なしではソーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施ができない又は特定資金の貸付け等のうち債務の保証の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上及び国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

イ　地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ　下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

ハ　高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠な企業であること。

ニ　生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

三　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、第一号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補塡の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた中堅企業向け長期資金の貸付け等（東日本大震災に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね三割以内に限るものとする。

四　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、第二号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補塡の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（東日本大震災に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね三割以内に限るものとする。

8　第三条第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる者（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付けのうち、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借（以下「劣後特約付金銭消費貸借」という。）によるものについては、次に定めるところによるものとする。

一　損害担保取引の対象となる特定資金の貸付けの対象については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される者であって、地域経済にとって重要な企業として次のいずれかの要件を満たすものに限るものとする。

イ　事業規模、雇用規模等に鑑み、地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ　下請企業等関連産業が幅広い企業又は当該企業の事業継続に重要な役割を果たす企業であること。

ハ　高い技術又は高い専門的知識を有する、高付加価値なサービス等を提供するなど、経済活力の維持を図るために重要な役割を果たす企業であること。

ニ　生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で重要な役割を果たす企業であること。

二　中小企業者等（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を除く。）に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付けについては、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とする。

三　中堅企業及び大企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付けについては、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、二十億円とする。

四　前三号に定めるところによる特定資金の貸付けについては、併せて実施される他の金融支援の金額が、原則として当該貸付けの金額の一・五倍以上となるよう実施するものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第六条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給（法第十一条第三項の規定による利子補給金の支給をいう。以下同じ。）は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給金の支給の対象は、平成二十九年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、次に掲げるものとする。

一　第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）及び東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域（当該緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示されたことのある区域を含む。以下同じ。）内に事業所を有する旨の証明を有するもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

二　第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者又は前号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

三　第三条第二号に掲げる者（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け